

●香川県告示第238号

平成12年香川県告示第349号（香川県屋外広告物条例の規定による区間及び地域の指定等）の一部を次のように改正し、平成19年4月24日から施行する。

平成19年4月10日

香川県知事 真鍋武紀

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前				
名称	指定区間	市街地区間					
		地域	始点	終点			
1 指定区間及び市街地区間は、次のとおりとする。							
(1) 道路							
名称	指定区間	市街地区間					
15 県道 丸亀詫 間豊浜 線	丸亀市塩飽町 内県道高松善 通寺線との交 点から <u>観音寺</u> <u>市豊浜町姫浜</u> <u>字芝原内国道</u> 11号との交点 に至る区間及 び同市 <u>豊浜町</u> <u>姫浜字下喜吐</u> <u>地内国道11号</u> <u>との交点に至</u> <u>る区間、丸亀</u> <u>市港町内市道</u> <u>港町富士見線</u> <u>との交点から</u> <u>同市新浜町一</u> <u>丁目内市道福</u> <u>島町昭和線と</u> <u>の交点に至る</u> <u>区間並びに同</u> <u>市中津町内市</u>	略					
1 指定区間及び市街地区間は、次のとおりとする。							
(1) 道路							
名称	指定区間	市街地区間					
15 県道 丸亀詫 間豊浜 線	丸亀市塩飽町 内県道高松善 通寺線との交 点から <u>観音寺</u> <u>市豊浜町内國</u> 道11号との交 点に至る区 間、丸亀市港 町内市道港町 富士見線との 交点から同市 新浜町一丁目 内市道福島町 昭和線との交 点に至る区間 及び同市中津 町内市道福島 町昭和線との 交点から仲多 度郡多度津町 堀江三丁目内 町道1号線と	略					

道福島町昭和
線との交点か
ら仲多度郡多
度津町堀江三
丁目内町道1
号線との交点
に至る区間

16~56 略

(2) 鉄道 略

2・3 略

の交点に至る
区間

16~56 略

(2) 鉄道 略

2・3 略